

2025 年度学部 授業料免除・入学料免除・入学料徴収猶予申請要項

1. 授業料免除の申請について

次に挙げる「免除対象者」に該当する場合は、本人の申請に基づき選考のうえ、当期分の授業料の全額又は半額が免除されることがあります。

ただし、予算に限りがあるため条件に該当していても免除とならない場合があります。

申請対象者

学部生（国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生・聴講生・科目等履修生を除く）で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

ただし、次に該当する者は、出願できません。

- ・特別な理由（病気や留学など）なく、修業年限を超えて在学している者
- ・特別な理由（病気や留学など）なく、前年度と同一学年にとどまっている者
- ・出願前 6 か月以内に学則第 81 条及び大学院学則第 68 条により懲戒処分を受けた者

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

(2) 授業料納付期限前 6 か月以内（新入生については、4 月入学者は前期分、10 月入学者は後期分に限り入学前 1 年以内）に次のいずれかに該当し、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

- ① 学資負担者が死亡した場合
- ② 本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

※「納付期限前 6 か月以内」とは、前期分にあつては、前年 10 月 1 日から本年 3 月 31 日までの期間、後期分にあつては、本年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間のことです。

(3) 上記(2)に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

申請手続

(1) 提出書類

- ・授業料免除・入学料免除等申請書
- ・家計状況調書
- ・給与支払（予定）証明書または源泉徴収票のコピー（アルバイトをしている場合のみ）
- ・住民票

(2) 提出期日及び提出先

大学から送付のあった「入学手続きの案内」や大学ホームページ等で確認のうえ、前期申請時・後期申請時ともに本学が定めた所定の提出期日・提出先へ提出してください。

入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除は併せて申請することが可能です。それぞれの申請書類は同じですので、一緒に申請する場合、申請書類は 1 セットの提出で構いません。

なお、提出期日終了後の申請は、原則として認めません。

免除結果決定の時期と通知方法

前期申請分は 7 月上旬ごろ、後期申請分は 12 月下旬～1 月上旬ごろに決定する予定です。

免除結果は「学務支援システム CAMPUS SQUARE」に各自ログインして、「学生情報」（画面左上“HOME”の右側）→学生カルテ「免除情報」から確認してください。結果を掲載しましたら、別途「学務支援システム CAMPUS SQUARE」の掲示板でお知らせしますので、日頃から確認するよう心がけてください。

2. 入学料免除・入学料徴収猶予の申請について

次に挙げる「免除対象者」に該当する者は、本人の申請に基づき選考のうえ、入学料の免除（全額又は半額）又は徴収猶予されることがあります。

ただし、予算に限りがあるため条件に該当していても免除とならない場合があります。

申請対象者

本学の学部に入学者で、次のいずれかに該当する者を申請対象者とします。（研究生、聴講生等として入学する者を除く）

ただし、入学料を納付した者は、対象となりません。

《入学料免除》

- ① 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 前年4月（10月入学者は前年10月）から出願時までの間に、本人の学資を主として負担している者（以下「学費負担者」）が死亡し、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- ③ ②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

《入学料の徴収猶予》

- ① 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 前年4月（10月入学者は前年10月）から出願時までの間に、本人の学資を主として負担している者（以下「学費負担者」）が死亡し、又は本人若しくは学費負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる者
- ③ その他やむを得ない事情があると認める事由がある場合

申請手続

（1）提出書類

- ・授業料免除・入学料免除等申請書
- ・家計状況調書
- ・給与支払（予定）証明書または源泉徴収票のコピー（アルバイトをしている場合のみ）
- ・住民票

（2）提出期日と提出先

本学が定めた所定の入学手続期間内に、学生部国際交流課学生交流係まで提出してください。提出期日終了後の出願は認めません。

免除・徴収猶予結果決定時期と通知方法

6月上旬ごろ（10月入学者は11月上旬ごろ）、結果が決定した旨をメール・「学務支援システム CAMPUS SQUARE」の掲示板等でお知らせし、結果の通知については、通知書を配布します。

3. 授業料・入学料の納付について

(1) 申請後～結果決定まで

申請書が受理された者は、免除結果の決定があるまで授業料・入学料の納付が猶予されますので納付しないようにしてください。授業料については、預金口座振替の手続をしている者は、免除の決定があるまで口座振替は行われません。

申請後授業料・入学料が納付された場合、申請を取り下げたものとして扱い、理由を問わず返還できません。また、前期分授業料納付の際に後期分を納入した者は、後期分の授業料免除を申請することができません。

(2) 結果決定後

《入学料》

選考の結果、免除にあつては不許可又は半額免除、徴収猶予にあつては不許可の決定がなされた場合は、その決定が通知された日から14日以内に納付すべき入学料を納入しなければ、入学の許可が取り消されます。

ただし、免除申請で不許可又は半額免除の決定を受けた者は、通知後14日以内に徴収猶予の申請を行うことができますので、徴収猶予を申請すれば、その決定があるまで入学料の納付が再度猶予されます。

徴収猶予の申請をした者で許可となった場合は、8月末（10月入学者は2月末）まで納付が猶予されます。

《授業料》

選考の結果、不許可又は半額免除の決定がなされた場合は、前期は7月、後期は1月に授業料の口座振替が行われます。

4. 申請にあたっての注意事項

- (1) 提出書類は、台紙に貼り付ける等によりA4判に統一してください。
- (2) 様式が不足する場合はコピーして使用してください。
- (3) 不明な点があれば、書類提出締切日以前に問い合わせてください。提出締切日以後では書類が間に合わず受理できない場合があります。
- (4) 提出書類について、返却・閲覧はできません。必要に応じて提出前にコピーをとっておいてください。
- (5) 申請以降に、退学・休学することになった場合は、直ちに学生部国際交流課及び各学部の教務担当係まで申し出てください。
- (6) 入学料免除申請をして、入学手続きを完了した者が入学辞退する場合は、入学料全額を速やかに納付していただく必要があります。

重 要

- ・各手続期日を過ぎたものや書類が不備なものは受理しません。

書類の不備，記入漏れ，又は内容が事実と相違して記入してある場合は，選考の対象から除外することがありますので十分点検し，早めに提出してください。

- ・学生本人が申請手続きをよく確認しておいてください。

担当係からの連絡（提出書類に関する照会や結果の通知など）は，学生本人に対して行います。

- ・記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は，免除決定後であっても免除の許可を取り消し，授業料を納付していただきます。

疑問点等があれば事前に問い合わせて，記載内容及び提出書類等に不備がないよう留意してください。

提出された個人情報は，授業料免除及び入学料免除・徴収猶予の審査および申請者数等の統計資料（場合によっては奨学金申請に関する審査）としてのみ使用します。その他の目的での使用または第三者に提供を行うことはありません。

授業料免除・入学料免除等に関する問い合わせ先

<鳥取地区>

学生部国際交流課学生交流係

〒680-8550 鳥取市湖山町南4丁目101番地

TEL : 0857-31-5056

メールアドレス : kokuko-gaku@ml.adm.tottori-u.ac.jp